

相続寺子屋区民講座(無料)

初めて学ぶ相続の基礎 全12回

日時／ 令和7年4月7日(月) 13:30~15:00

場所／ 曳舟文化センター 2階 第2会議室

住所／ 墨田区京島 1-38-11

第4回《遺言について その1》

内容：遺言とは、自分の死後も財産への支配を及ぼす制度のことです。民法第960条に「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。」と規定されています。そこで今回は遺言について、わかりやすくお話しします。

定員10名要予約 (☎090-9014-8106)

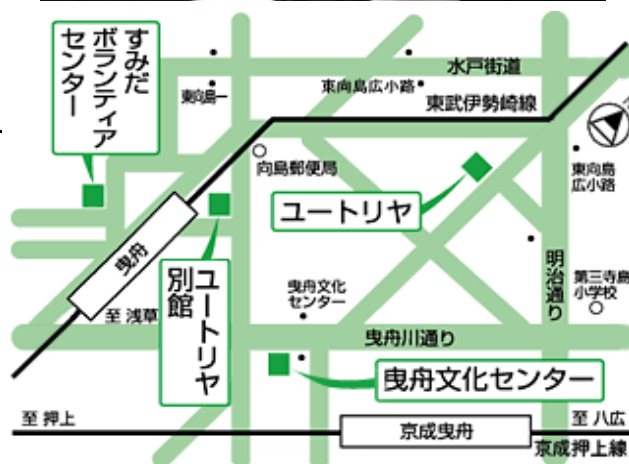
13時30分~講義 14時30分~質疑応答
15時~個別無料相談会(1組限定要予約)

次回は令和7年5月7日(水) 13時30分~15時00分
曳舟文化センターで開催します。(定員10名要予約)
詳細はURL <https://www.taka84-shouten.com> に掲載

講師：高橋 一雄

NPO法人 相続アドバイザー協議会 常務理事
相続寺子屋東京 代表

プロフィール：昭和38年福島県生まれ 昭和54年海上自衛隊入隊
平成3年宅地建物取引士登録 平成7年土地家屋調査士登録 平成8年測量士登録 平成9年測量会社設立 平成18年土地家屋調査士法人設立 平成19年公認不動産コンサルティングマスター登録 平成19年~相続アドバイザー養成講座講師 平成22年~NPO法人相続アドバイザー協議会理事 上級相続アドバイザー 平成31年合同会社高橋商店設立 代表社員 令和3年日本大学大学院修士課程修了 高橋一雄土地家屋調査士事務所代表



問合せ先：相続寺子屋東京事務局 墨田区太平4-18-9佐藤様方 ☎090-9014-8106 (高橋)